

提案事項		微量 PCB 汚染廃電気機器等の処理の加速化に向けた新たな仕組みの導入
提案の 具体的 内容等		<p>①微量 PCB 汚染廃電気機器等について、安全性の確保を大前提としつつ、PCB 含有絶縁油と抜油後の容器等に関して、規制対象を区分して取り扱うEUや米国等と同様の規制の仕組みを導入されたい。</p> <p>②併せて、抜油後の容器等に由来する PCB のリスク(PCB の総量・含有濃度に応じた環境や人体等への影響等)に即した処理対象のあり方、資源の効率的利用を勘案した処理促進策を、PCB 廃棄物の保管事業者をはじめ、民間事業者等との連携のもと策定されたい。</p> <p>【規制の現状と提案理由】</p> <p>①PCB 廃棄物は、主に意図的に PCB を使用した高濃度 PCB 廃棄物(PCB 濃度 60～100%)と、非意図的に PCB が混入した微量 PCB 汚染廃電気機器等(PCB 濃度 1mg/kg 以下～数十 mg/kg 程度)※1 に大別される。 ※1 大半がストックホルム条約によって廃絶を求められる PCB 濃度(50mg/kg)以下。</p> <p>②微量 PCB 汚染廃電気機器等は、高濃度 PCB 廃棄物を対象と想定した「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理に関する特別措置法」施行後の 2002 年に、その存在が判明した。微量 PCB 汚染廃電気機器等に関しては、絶縁油、抜油後の容器等ならびに汚染された使用中機器の処理が、同法ではなく、行政通達※2 のもと、PCB 絶縁油に関する処理目標基準(PCB 濃度 0.5mg/kg)に準拠してなされている状況である。 ※2「重電機器等から微量の PCB が検出された事案について」(環廃産発第 040217005 2004 年 2 月 17 日)</p> <p>③しかしながら、当該規制は他の先進諸国における規制実態とは著しく乖離している。例えば、米国では、絶縁油の処理対象基準はストックホルム条約で廃絶が求められる 50mg/kg である一方、抜油後の容器等については 500mg/kg 以上の絶縁油が封入・付着していたものが処理対象とされている。PCB を含む絶縁油を抜油した後の容器等に関しては、PCB 総量の殆ど(約 97%)が除去されているため、漏洩等に起因するリスクは大幅に低下しているのが、PCB 処理現場の実態である。</p> <p>④また、現行規制を前提とした場合、高濃度 PCB 廃棄物(PCB 総量約 2 万トン)の処理に必要な費用が約 6 千億円であるのに対し、PCB 総量約 7 トン※3 の微量 PCB 汚染廃電気機器等の処理に数兆円規模が必要と試算される。さらに、この大半が、0.2 トン※4 の付着等により残存する抜油後の容器等の処理費用である。わが国独自の著しく厳しい規制が、過重な負担を事業者に課し、円滑な微量 PCB 汚染廃電気機器等の処理を阻害する要因となっている。 ※3「第 5 回 PCB 廃棄物適正処理推進に関する検討委員会」(平成 24 年 3 月 6 日)資料 1 より推計。 ※4 抜油後の容器等に残る PCB 量は 3%程度とされている。</p> <p>⑤わが国が、ストックホルム条約で定められている年限(2028 年)までに全量の PCB 廃棄物処理を完了できるか、見通しは立っていない。以上を踏まえ、中小企業を含む国民負担の低減、諸外国との競争条件(規制による追加的コスト負担)のイコールフットイングを通じたわが国産業の競争力強化、さらには成長戦略の実現という観点から、安全かつ確実な処理を大前提としつつ、微量 PCB 汚染廃電気機器等のリスクに応じた合理的・効率的な処理を可能とする仕組みを導入することが求められる。</p> <p>⑥とりわけ、先進諸外国の取組みに比しても、リスクに見合わない莫大な費用が求められる「抜油後の容器等」の処理については、使用中の機器が大半を占める※5 ことに留意しつつ、絶縁油と抜油後の容器等は別途の PCB 濃度で規制するとともに、安全と合理的・効率的処理を両立させる方策の実現に向けて官民が一体となって検討すべきである。 ※5 当該方策は、微量 PCB 汚染廃電気機器全体の約 80%程度を占めると推定される使用中の機器(電気事業法電気関係報告規則に基づき、国が PCB 汚染機器の存在を把握)にも、適切に反映される必要がある。</p>
提案主体		一般社団法人日本経済団体連合会
所管官庁		環境省、経済産業省
所管省庁の 検討結果	制度の 現状	<p>【環境省】微量 PCB 汚染廃電気機器等の処理を促進するため、平成 21 年に廃棄物処理法に基づく環境大臣の認定制度を改正し、処理体制の確保が進められています。平成 25 年 9 月末時点で環境大臣の認定は 10 事業者となり、毎年着実に増加している状況ですが、特に容器の処理を行う処理施設が十分確保されていないのが現状です。</p> <p>【経済産業省】【規制の現状と提案理由】⑥使用中機器について PCB を含有する電気工作物については、①現に設置している機器が PCB を含有するものであることが判明した場合、② PCB を含有する機器を設置する者の氏名若しくは名称、住所若しくは代表者の氏名若しくは工場若しくは事業場の名称若しくは所在地等に変更があった場合、③ PCB を含有する機器の使用を廃止した場合、④ PCB を含有する油の漏えいが生じた場合等、に届出を義務づけています。また、電気設備の技術基準を定める省令において PCB を含有する絶縁油を使用する電気機器は、電路に施設してはならないこと定めており、新たに電路に施設することを禁じています。</p>
	措置の 分類	【環境省】検討を予定 【経済産業省】検討に着手
	該当 法令等	廃棄物処理法施行令第 6 条の 5 第 2 号ホ電気関係報告規則第 4 条 電気設備に関する技術基準を定める省令第 19 条
	措置の 概要 (対応策)	<p>【環境省】微量 PCB 汚染廃電気機器等の処理促進に向け、抜油後の容器について安全かつ合理的な処理促進策の検討を行います。平成 25 年度検討を開始し、結論を得次第措置します。</p> <p>【経済産業省】【規制の現状と提案理由】⑥使用中機器への対応策</p> <p>1) PCB を含有する電気工作物に係る規制基準等としては、環境に影響を及ぼす恐れのない廃棄物の基準と整合するため「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則」及び「重電機器等から微量の PCB が検出された事案について」に準拠しています。従って、PCB を含有する電気工作物(PCB を含有する絶縁油及び抜油後の容器に係る規制を含む)に係る規制基準等については、環境省の廃棄物に係る基準の動向に応じて対応します。</p> <p>2) PCB 含有電気機器については、現在、機器内の微量 PCB を浄化する処置を施すこと等により、無害化する技術の開発が進められており、開発された技術について環境省において技術評価を実施中です。一方、現行制度では、このような技術を用いて使用中機器内の PCB が無害化されたとしても、PCB 含有機器であるとの位置付けを変更できません。このため、環境省による評価が終了した浄化技術を使用して PCB を無害化した使用中の電気機器については、PCB を含有する機器として扱わない旨の枠組み作りを現在経済産業省にて検討しているところです。また、それらの無害化された機器が廃棄物になった際も、特別管理産業廃棄物とならない旨の検討を、環境省とともに年度内に開始、すみやかに結論を出したいと考えています。</p>